

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 3 7 号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 2 8 年上尾市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表部長の項第 3 号(1)中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同号(2)中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同号(3)中「4 0 万円」を「8 0 万円」に改め、同号(5)及び(6)中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改め、同表各次長の項第 1 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同表各課長、図書館長、教育センター所長及び中学校給食共同調理場所長の項第 2 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同項第 5 号(1)中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同号(2)中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同号(3)中「4 0 万円」を「8 0 万円」に改め、同号(5)及び(6)中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改め、同項第 6 号(1)中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同号(2)中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同号(3)中「4 0 万円」を「8 0 万円」に改め、同号(5)及び(6)中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改め、同項第 7 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同表新しい学校づくり推進室長の項第 2 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改める。

第 2 条の表局長の項第 1 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同項第 3 号(1)中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同号(2)中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同号(3)中「4 0 万円」を「8 0 万円」に改め、同号(5)及び(6)中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改め、同表次長の項第 2 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同項第 5 号(1)中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同号(2)中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同号(3)中「4 0 万円」を「8 0 万円」に改め、同号(5)及び(6)中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改め、同項第 6 号(1)中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」

に改め、同号(2)中「８０万円」を「１５０万円」に改め、同号(3)中「４０万円」を「８０万円」に改め、同号(5)及び(6)中「５０万円」を「１００万円」に改め、同項第７号中「１３０万円」を「２００万円」に改める。

第３条の表局長の項第３号(1)中「１３０万円」を「２００万円」に改め、同号(2)中「８０万円」を「１５０万円」に改め、同号(3)中「４０万円」を「８０万円」に改め、同号(5)及び(6)中「５０万円」を「１００万円」に改め、同表次長の項第１号中「１３０万円」を「２００万円」に改め、同表各課長の項第２号中「１３０万円」を「２００万円」に改め、同項第５号(1)中「１３０万円」を「２００万円」に改め、同号(2)中「８０万円」を「１５０万円」に改め、同号(3)中「４０万円」を「８０万円」に改め、同号(5)及び(6)中「５０万円」を「１００万円」に改め、同項第６号(1)中「１３０万円」を「２００万円」に改め、同号(2)中「８０万円」を「１５０万円」に改め、同号(3)中「４０万円」を「８０万円」に改め、同号(5)及び(6)中「５０万円」を「１００万円」に改め、同項第７号中「１３０万円」を「２００万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。